



発行所

大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

多岐亡羊の年初に際して

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



あけ
まして
おめで
とうご
ざいま
す。

昨年は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に対しましてご指導ご鞭撻を賜り誠に有難うございます。本年も倍旧のご厚誼の程宜しくお願い申し上げます。

昨年、大阪府は自然災害に見舞われ、いつもながら人に

知の及ばない自然の驚異を思い知らされました。しかし、一方では年をまたいで「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことで話題になりました。六月には日本の近代産業の足掛かりとなる「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録されました。

更に錦織圭選手の全米オープンでの決勝戦は、敗れたものの日本だけではなく世界中を興奮の渦に巻き込んだ素晴らしいものでした。その後の突然年末に総選挙が行われ、

2大会も優勝するなど大活躍でした。また、青色LEDの開発でノーベル物理学賞を赤崎、天野、中村の三氏が受賞したことは記憶に新しい快挙でした。

昨年は4月に消費税増税が行われたこと、世界の経済情勢も重なり、成長目標を達成できず足踏みを強いられることになり、更なる2%増税の延期をせざるを得なくなりました。その是非を問うべく、突然年末に総選挙が行われ、

慌ただしい年の瀬になりました。さて、平成二十七年の干支は「乙未」（きのとひつじ）になります。十二支十干の32番目の年にあたり「乙」の字形が示すように紆余曲折を経てやっていかないといけないようです。「未」もまた字の形より木の上に一があり枝葉が生い茂るので、それを思い切って払い落として行かないといけないということのようです。

生活排水の100%適正処理を

大阪府健康医療部環境衛生課長 桐山 晴 光



新年
あけま
してお
めでと
うござ
います。

大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より大阪府の環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年1月、国におかれましては、国土交通省、農

林水産省、環境省の3省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定されました。

このマニュアルでは、処理施設の整備にあたり、これまでの経済比較による検討に加えて、時間軸の観点による検討手法が盛り込まれました。

皆様もご承知のとおり、浄化槽は、一週間程度で設置工事が完了し、下水道に比べて

効果発現が早いことが特徴です。そのため、今後は、生活排水処理施設整備において、浄化槽は、より一層重要な役割を担うことになるものと考えられます。

大阪府では、平成23年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」に基づき、生活排水の100%適正処理達成に向け、取り組みを進めております。

そこで、昨年度は、当該マ

ニュアルを踏まえて、時間軸を考慮した生活排水処理施設整備のアクションプラン（整備計画）を作成するよう、下水道や浄化槽等の庁内関係部局が連携して、市町村へ依頼したところです。今後、本府目標の早期達成を目指し、整備計画の進捗等、市町村と情報共有を図っていく予定です。

一方、設置された浄化槽が、所期の性能を発揮するために、保守点検、清掃、法定検査のいずれも欠くことがなく、維持管理が適正に実施されなければなりません。しかし、現状では大阪府での浄化槽法第11条に基づく定期検査の受

検率は7.3%と低く、状況にあります。そのため、10人槽以下の浄化槽を対象に、BODを主な指標とし、検査業務の一部を保守点検業者の採水員に委託して実施する「効率化検査」を導入するなど、受検率向上に取り組んでいるところです。

貴組合の皆様におかれましては、受検率向上に向けてご協力頂きますようお願いいたします。

結びに、貴組合の益々の御発展と、皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

それに応えるべく、合併浄化槽に関しては誰にも負けない高度な知識と技術を身に付け業界全体のレベルアップを図りコンプライアンスを念頭に社会貢献できることはどういふことなのか、もう一度会員一人一人の意見をお聞きして、知恵を出し合ってあらゆる情報を駆使し、集約したものを皆が共有出来るようにしていきたいものです。

浄化槽の清掃という限られた業界ではありますが、組合員全員が今の仕事の中で更なる派生分野などでの新たな事業を模索し自治体と共生できる道を探って行かないといけないでしょう。

あけましておめでとうございます (平成27年)

理事長
米田 健 司

副理事長
三ツ川 浩 弘

理事
岸 田 正 義

理事
森 田 広 治

理事
齋 藤 純 代

副理事長
野 中 久 泰

理事
永 田 伊 智 朗

理事
辻 貴 之

理事
吉 田 晃

副理事長
片 山 敏

理事
松 藤 次 郎

理事
浅 田 一 宏

理事
土 井 健 一

企画研究会
金 澤 一 也

監事
外 村 文 昭

監事
道 野 義 広

顧問
藤 野 静 男

大阪市許可業者研修会の開催

開催日時 平成26年11月28日(木) 午後2時から4時
開催場所 組合事務所 3階催事会場／受講者20名(17社)

下水道の水質規制と除害施設について

(財)都市技術センター 企画推進部
水質課主査 巽 啓一

「下水道」とは、都市の水や雨水を地下水路等で集め浄化処理後公共用水域へ排出するシステムの総称ですが、下水道整備は生活環境の改善に顕著な効果があります。

◎家屋の水洗化にはじまり、悪臭や蚊、ハエの発生源になっていたドブ川を浄化するとともに暗渠にして道路や公園とし整備する等悪化した周辺環境の悪臭の防止や伝染病予防対策等を行う環境の改善向上につながり、地域の環境保全対策を進めることです。

大阪では明治19、23年にコレラの大流行があり、生活排水等による汚染が進行し明治19年患者7、778人(死者6、538人)23年患者3、910人(同3、371人)にも上り大恐慌に陥りました。

大阪府衛生管理協同組合
大阪府許可業者研修会式次第
一、開会挨拶
理事長 米田 健司氏
大阪府許可業者代表 岸田 正義氏

二、講演
「下水道の水質規制と除害施設について」
講師 一般財団法人 都市技術センター
企画推進部 水質課 主査 巽 啓一氏

三、講演
「下水道に接続するデスポーザ」
講師 一般財団法人 都市技術センター
企画推進部 事業推進課 上林 辰巳氏

◎水質規制に関する法令の体系は、資料のとおりです。規制目的は下水道施設の保全と下水処理場の放流水の水質保持(下水道法第12条)です。例えば油分(Fat)や浮遊物質が多い下水では管渠閉塞が発生する。また酸性の強い下水ではコンクリート損傷となる。強い毒性物質(シアン等)を含む下水は下水管内作業が危険で困難を伴う。下水処理場での処理困難な重金属類の流入は排出先の公共用水域の環境汚染を引き起こす。

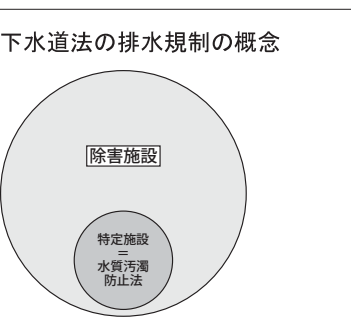
◎下水道と関係法令との関係では、事業場排水の排出先による規制として。
(1)公共用水域に直接排出する場合には「水質汚濁防止法」による水質規制(特定施設設置事業場のみを対象とする)が適用される。
(2)下水道へ排出する場合には「下水道法」による水質規制(特定施設設置事業場以

3. 水質規制にかかる法令の体系
下水道法 昭和33年4月 市町村下水道条例
水質汚濁防止法 昭和45年12月 水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(大阪府上水道条例)
瀬戸内海環境保全特別措置法 昭和48年10月
大阪府生活環境の保全に関する条例 平成8年3月
ダイオキシン類対策特別措置法 平成11年7月
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和45年12月

外も対象になる)が適用される。
◎特定施設とは排水の水質規制が必要な施設として下水

4. 下水道における水質規制の目的(1)
4-1 下水道施設の保全 (下水道法第12条)
例えば、
・油脂分(Fat)や浮遊物質が多い下水 → 管渠閉塞
・酸性の強い下水 → コンクリートを損傷

7-2 特定施設とは
特定施設とは、排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設。(下水道法第11条の2)
1. 水質汚濁防止法に規定する特定施設
人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらしおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められている。
特定施設の例: 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
66 電気めっき施設
74 下水道終末処理施設(下水処理場)
2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設
ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められている。



道法第11条の2により特別に指定された施設。
◎下水道法の排水規制の概念。資料のとおり。
◎除害施設設置基準(下水管

下水道に接続するデスポーザ排水処理システムについて

(財)都市技術センター 企画推進部
事業推進課 上林 辰巳

「デスポーザ」とは台所の排水口に取り付け、野菜くずや魚骨など生ゴミを粉々に粉砕して水と一所に下水道へ流し込む機械(電化製品)。
◎単体で使った場合は次の問題が生じる。
・下水道管渠内の堆積物の増加。
・下水道管渠内の堆積物が腐敗し悪臭が発生。
・処理場への処理負荷の増大、発生汚泥の増加。

「デスポーザ」とは、台所の流し台の排水口に取り付け、野菜のくずや魚の骨など、台所の生ゴミを粉々に粉砕し、水と一緒に下水道へ流し込む機械(電化製品)。
単体で使った場合は次の問題が生じる!!!
1. 下水道管きよ内の堆積物の増加
2. 下水道管きよ内の堆積物が腐敗し、悪臭が発生
3. 処理場への処理負荷の増大、発生汚泥の増加
下水道施設や公共用水域(川や海)に悪影響を及ぼすため、デスポーザ単体での使用は禁止しています。

地下排水槽(ビルピット)について
(財)都市技術センター 企画推進部
事業推進課 上林 辰巳
地下の排水又は低位の排水が自然流下により直接下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、水中ポンプでくみ上げて排水する。
◎「大阪市排水設備の構造と維持管理に関する指導基準」

デスポーザとは
デスポーザとは、台所の流し台の排水口に取り付け、野菜のくずや魚の骨など、台所の生ゴミを粉々に粉砕し、水と一緒に下水道へ流し込む機械(電化製品)。
単体で使った場合は次の問題が生じる!!!
1. 下水道管きよ内の堆積物の増加
2. 下水道管きよ内の堆積物が腐敗し、悪臭が発生
3. 処理場への処理負荷の増大、発生汚泥の増加
下水道施設や公共用水域(川や海)に悪影響を及ぼすため、デスポーザ単体での使用は禁止しています。

渠の閉塞や腐食、処理場やポンプ施設の損傷などを防ぐための基準)として下水道法施行令第9条により規定されている。



・排水ポンプの稼働時間は1時間以内。
◎平成16年4月1日「下水道法施行令の改定」から。(資料)

下水道法施行令第8条11項を新しく追加して「汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること」となった。これは次のことです。
・排水設備がある場合は、脱臭設備を設ける。
・攪拌・曝気装置を設ける。

地下排水槽(ビルピット)について

地下の排水または低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排水する。
排水槽は、構造、維持管理が適正でない悪臭発生の原因となる
○平成16年3月31日まで
「大阪市排水設備の構造と維持管理に関する指導基準」
《昭和60年12月制定》
①排水槽の容量は1日あたり(平均給水量)汚水量以下
②保守点検のため防臭マンホール蓋の設置
③排水槽底部には勾配をつけ、ポンプピットを設ける
④排水ポンプの稼働間隔は1時間以内

悪臭発生の原因

- ①排水槽の構造上の欠陥により、排水槽内の汚水を完全に吸い揚げることができないため、汚水の一部や沈殿物が滞留し腐敗する
- ②排水槽を設置している地階には厨房や駐車場が多く、油脂類及び厨芥類が温湯とともに流入し腐敗を早める
- ③ポンプ運転間隔を長くすると排水槽に汚水が長時間滞留することになり、汚水の腐敗が著しくなる
- ④排水槽の定期的な清掃が実施されていない

○平成16年4月1日(下水道法施行令の改定)から

【下水道法施行令第8条11】⇒ 新設・改造汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

- 1) 排水設備がある場合は、脱臭設備を設ける
- 2) 攪拌・曝気装置を設ける
 - ①排水槽底部は平坦にする
 - ②ポンプピットは設けないようにする
- 3) 排水槽の定期清掃を行う
 - ①ビル管理法の該当する建築物は6ヶ月に1回とする
 - ②上記以外の建物は1年に1回(浄化槽法)とする

- ・排水槽底部は平坦にする。ポンプピットは設けないようにする。
- ・排水槽の定期清掃を行う。ビル管理法の該当する建築物は6ヶ月に1回とする。
- ・右記以外の建物は1年に1回(浄化槽法)とする。
- ◎悪臭発生の原因と臭気対策(資料)
- ・排水槽の構造上の欠陥により、排水槽内の汚水を完全に吸い揚げることができないため、汚水の一部や沈殿物が滞留し腐敗する。
- ・排水槽を設置している地下には厨房や駐車場が多く、油脂類及び厨芥類が

臭気対策として

- (1) 汚水が腐敗する前に排出する
 - ①有効容量の適正化
 - ②低水位(始動水位)
 - ③水位・タイマーの併設運転
- (2) 汚水の滞留量を減らすこと
 - ④吸い込みピット(釜場)の適正化
 - ⑤低水位(停止水位)
- (3) 酸素を供給すること
 - ⑥曝気・攪拌装置の設置



◎大阪市内のビルピット設置数

約3,500施設であるが、中央区1,700、北区800、西区400、天王寺区140、浪速区140、淀川区140、阿倍野区70、此花区20、西淀川区10等。

組合等事業向上支援事業

(ビジョン作成支援)の取り組みについて

今般「大阪府中小企業団体中央会」のご支援により中央会の専門家派遣による事業を実施することとなりました。当事業は組合の課題や現状を把握し、また、組合の事業を見直し、今後の事業運営をどのように実施するべきかを明確化してゆくための事業であります。つきましては、後日アンケート調査等がありますのでご協力をよろしくお願い致します。

《予備会議の開催結果》

第1回 組合等事業

向上支援事業

(ビジョン作成支援)

開催日時

平成26年11月20日(木)

開催場所 当組合事務局

出席者

- ・米田理事長及び榎木、野中、片山3副理事長
- ・(株)プロフィット代表取締役 戸田 浩司氏
- ・府中小企業団体中央会 総務課長 三宅 泰太郎氏

内容

組合創立後50年が経過し、今後組合がどうあるべきかを考えて新たな事業展開を模索し、進む方向のビジョンを作成する。進め方として業界、企業の状況聞き取りとして5回程度ヒヤリングを行う。ヒヤリングを実施(現在の事業内容と経営状態についての聞き取り調査)↓(株)SYC、榎木工業(株)、藤野興業(株)、北摂衛生(株)の4正副理事長の企

業特色等。

業務全般のヒヤリング

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別処置法」(いわゆる合特法)に基づく各種業務の資格を取得し、保守管理業務に携わる。例えば地域特性にもよるが、やりかたしだいで下水処理施設、ゴミ焼却施設等の運転管理を受注可能。

・浄化槽の生き永らえる方法は公共下水道整備等が地方自治体財政負担増を招くので、地域により浄化槽設置区域を設ける。また、PFI方式により施工、維持管理・清掃を事業主として行う。

注：PFI (Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法)。

困りごとの対処の一例として行政入札で浄化槽保守点

検委託業務を廃棄物法第7条、浄化槽法第35条の両許可のない業者が受注したとの報告が組合に寄せられ同法所管当局に直ちに依頼して是正処置を行った。

・IT化についてはどんな問題意識を持っているかを知り必要がある。

・次回は12月16日(火)に決定。

第2回 組合等事業

向上支援事業

(ビジョン作成支援)

開催日時

平成26年12月16日(火)

午後3時30分から4時20分

開催場所 当組合事務局

出席者

16名

内容

標記事業の実施経過の説明と理事会の承認。今後の組合の進むべき方向についてどうすればよいかを専門家による5回程度のコンサルティングを受け検討し、ビジョンを作成。

資料1

■大阪府衛生管理協同組合・役員の皆様へ

大阪府衛生管理協同組合の向上を目的として、組合役員様にアンケートを実施させて頂いております。お手数ですが、アンケートにご記入の上、添付の封筒にてご返送ください。(アンケートの回収期限は2015年1月17日到着分迄とさせていただきます)

Q.① <組合>の課題を3つあげるとしたら、どのような事ですか？

1. _____

2. _____

3. _____

Q.② 「組合員」の課題は何だと思いますか？ (該当するものに、マル(○)を付けてください。複数回答可)

- ・売上不足
- ・人材不足
- ・コスト対策
- ・顧客開拓
- ・商品開発
- ・資金繰り
- ・販路開拓
- ・仕入先開拓
- ・事業承継
- ・後継者育成
- ・利益不足
- ・財務改善
- ・人材育成
- ・経営計画
- ・IT強化
- ・その他()

Q.③ 「組合員」にメリットのある、組合が提供しているサービスのトップ3と思われるものを教えてください。

1. _____

2. _____

3. _____

Q.④ 今後の<組合事業>の成長の見込みを教えてください。

- ・成長見込み大
- ・成長見込み中
- ・成長見込み小
- ・事業縮小見込み

Q.⑤ その他、<組合運営>、「組合員等」についてコメントがあれば、お願い致します。

Q.⑥ 貴殿のお名前をお教えてください。(可能であれば、記入をお願い致します。)

※ アンケートにご協力頂きまして、ありがとうございます。添付の封筒にてご返送下さい。

資料2

■大阪府衛生管理協同組合・組合員の皆様へ

大阪府衛生管理協同組合の経営向上を目的として、アンケートを実施させて頂いております。お手数ですが、アンケートにご記入の上、添付の封筒にてご返送ください。(アンケートの回収期限は2015年1月17日到着分迄とさせていただきます)

Q.① 現在の御社について教えてください。

社員 人 派遣社員 人 パートアルバイト 人 年齢 万円

Q.② 現在の御社の課題は何ですか？ (該当するものに、マル(○)を付けてください。複数回答可)

- ・売上不足
- ・人材不足
- ・コスト対策
- ・顧客開拓
- ・商品開発
- ・資金繰り
- ・販路開拓
- ・仕入先開拓
- ・事業承継
- ・後継者育成
- ・利益不足
- ・財務改善
- ・人材育成
- ・経営計画
- ・IT強化
- ・その他()

Q.③ 次の各項目を自社で探求してみてください。

- ・経営力 (企業を運営する力) 高い まあ高い 普通 少し不足 不足
- ・人材力 (人材採用や育成する力) 高い まあ高い 普通 少し不足 不足
- ・商品力 (顧客に受け入れられる商品を作る力) 高い まあ高い 普通 少し不足 不足
- ・財務力 (経営の基盤となる、財務の力) 高い まあ高い 普通 少し不足 不足
- ・IT活用力 (IT等を経営に活用する力) 高い まあ高い 普通 少し不足 不足

Q.④ 今後の事業成長の見込みを教えてください。

- ・成長見込み大
- ・成長見込み中
- ・成長見込み小
- ・事業縮小見込み

Q.⑤ 組合への満足度を教えてください。(該当するものに、マル(○)を付けてください。)

- ・大満足
- ・満足
- ・少し満足
- ・少し不満
- ・不満
- ・大不満

Q.⑥ 組合が提供しているサービスで、良いと思われるものは何ですか？

Q.⑦ 組合への要望等があれば、お願い致します。

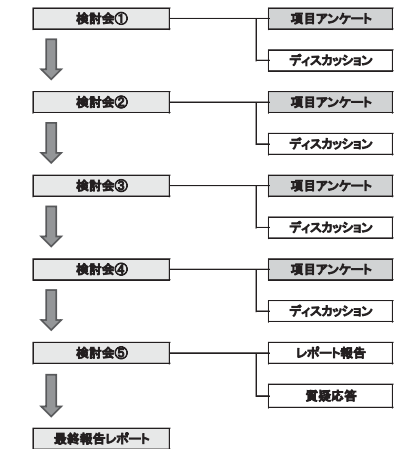
Q.⑧ 御社名をお教えてください。(可能であれば、記入をお願い致します。)

※ アンケートにご協力頂きまして、ありがとうございます。添付の封筒にてご返送下さい。

■大阪府衛生管理協同組合・検討会へレポート作成の流れについて

2014年12月16日・プロフィット

◆検討会～最終報告レポート(ビジョンレポート)作成の流れ



◆各検討会での項目アンケート予定内容

組織力	についてのアンケート及びディスカッション
IT力	についてのアンケート及びディスカッション
企業力	についてのアンケート及びディスカッション
分析力	についてのアンケート及びディスカッション
影響力	についてのアンケート及びディスカッション
競争力	についてのアンケート及びディスカッション
変化対応力	についてのアンケート及びディスカッション
外部連携力	についてのアンケート及びディスカッション

資料3

1月上旬に96社に封書送付により実施(資料1、2)。

事務局からお願い↓皆様のアンケート回答の返送をお願いします。

本日の検討会の進め方について(資料3)

1回につき2項目を実施(全8項目)

ディスカッション

・組織力とIT(情報技術・情報機器活用)

簡単な5項目アンケートをその場で理事を対象に実施↓分析結果は「どのように回答されたか」を次回数字にして発表。

・組合員の声を「組合に対してどう思っているか」を聞

いてみることも大切。↓あえて「このようにしたらよいのではないか」など批判的な意見・声を受け止める必要がある。

・組織力を高めるための意見↓組合として共同受注。まったく違う業務はむづかし

く今の仕事の中で派生的な仕事が可能か？上下水道の管更生等。

・ITについて↓コンピュータを業務管理の必要性に応じて使用(一部業務現場で行政と一体化し機器を駆使して事業に携わる状況はある)。

・次回はH27年1月21日(水)開催予定。

法定検査の受験率向上を願う

大阪府環境水質指導協会会長 辻 精一郎



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

米田理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より当協会の運営に御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、昨年9月に平成25年度末の都道府県別汚水処理状況が発表されましたが、それによると、大阪の生活排水は下水道で約857万9千人（総人口の94.7%）が、合併浄化槽で約18万4千人（2.1%）がそれぞれ処理されており、未処理は約28万6千人（3.2%）という状況でした。

合併浄化槽の多くが下水道に取り込まれた結果、約18万4千人（2.1%）という数字は過去を知る者にとっては大幅に少なくなったと感じますが、全国比で見ると福島県を除く46都道府県中多い順から24番目であり、ちょうど真中に位置しています。よく健闘しているのだとも思えます。

そして、未だ約28万6千人の方々が未対策として残されていることから、今後一層の浄化槽を増やす努力が必要と改めて感じた次第です。

昨年4月に「水循環基本法」と「雨水利用促進法」が制定され、水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけるとともに、

に、雨水利用の促進に関し国や地方公共団体等の責務明確化がなされました。

琵琶湖という水瓶を有する近畿圏にあつては、とかく水に対する関心が関東や北九州に比較して低いと日頃より感じていたのですが、最近はその風向きが変わってきたようです。

多くの市町村では、下水道事業の赤字を補てんするため一般会計からの繰り入れが行われていますが、公営企業会計を導入する事業体が増加するに伴い、下水道料金を値上げしたり、値上げを検討する自治体が増加しています。

それに関連して最近興味深い相談がありました。それは、ある企業が「下水道に接続したが、料金が高いので再度浄化槽に戻したいがどうすればよいか」という内容でした。

大阪でもやっとなってきたなと思ひ、感慨深く感じた次第です。

高くなった下水道の費用を少しでも節約するため、水の再利用や雨水利用へのニーズも増えるものと期待しています。

貴組合並びに当協会には、水の再利用や雨水利用に関する高い技術力を持った事業者が多くおられることから、共に連携しながら事業化に向けた取り組みを進めてゆきたいと考えております。

当協会の重要な業務である法定検査に関連した報告とお

願いをしたいと思ひます。

和泉市では法定検査の受験率向上を目的に、平成26年4月から「合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」の一部を改定し、補助の条件に管理・清掃の実施に併せ、法定検査の受験を義務付けられました。

その結果非常に多くの受験依頼が舞い込むようになり、従来の受験啓発事業と比較して非常に効果の高い手法であることが実証されました。

是非、貴組合の皆様におかれましては、和泉市と同様の施策が多く市の町村で実施されるよう、関係市町村に働きかけていただきますよう、この紙面をお借りしてお願い申し上げます。

将来に渡って浄化槽が生き残る為には、浄化槽の製造、施工、管理、清掃が適正に行



われ、それが法定検査で確認されることにより、浄化槽の有効性が広く府民に認知されることが重要と考えています。

浄化槽が良質な社会資本として整備されるよう、当協会としても全力で取り組んでまいりますので、ご支援よろしく願ひいたします。

最後になりましたが、本年が皆様方にとってさらなる飛躍の年となりますとともに、貴組合の今後ますますのご発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

公衆衛生と潤いある市民生活

大阪市環境局事業部長 山 本 正 広



新年あけましておめでとうございます。

皆様方には清々しい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。米田理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様方には、日頃より大阪市の環境行政に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、大阪市内におきましては、市民や事業者と協働して、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用など地球温暖化対策・エネルギー施策に取り組むとともに、3R（リデュース・発生抑制、リユース・再使用、リサイクル）再生利用の推進などによるごみ減量・廃棄物の適正処理等の施

策に取り組むなどの環境行政を進めています。また、し尿処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境衛生上、支障がないよう適正に処理することにより、市民の生活環境の保全を図っているところであります。

貴組合におかれましては、大阪市内の未水洗化家屋のし尿収集や工事現場やイベント会場等に短期間設置される市内の仮設便所から排出されるし尿の収集のほか、個別的排水処理施設である浄化槽などの適正な清掃及び維持管理を実施する事業者の取りまとめとして日々ご尽力いただいております。大阪市民の生活環境の衛生維持に大きく貢献しておられることにつきまして、あらためて敬意を表する次第であります。

また、貴組合に所属しておられる組合員の皆様方におかれましては、し尿の収集に加え市内の浄化槽、建築物地下排水槽（ビルピット）の清掃業務に従事しておられます。これらの設備の適正な維持管理のためには、高度な知識と技術が必要であるとともにそれを継承することが重要であると思ひます。今後とも、新しい時代のニーズに対応した高度な技術と良質なサービスの提供を通じ、公衆衛生の推進と豊かで潤いのある市民生活の実現に貢献いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴組合のますますのご発展と、組合員の皆様のご健康とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

さらなるご発展を祈念して

堺市環境局環境事業部長 武 田 明 彦



新年あけましておめでとうございます。

また、平素は、本市の公衆衛生の向上と生活環境の保全に、格別のご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は、スポーツ分野での日本人選手の活躍が目立ち、ソチ冬季オリンピックをはじめ、サッカーやテニスなどで日本中が大いに沸きあがり、多くの人が感動と興奮を覚えたことと思ひます。

本年は、そうした感動や興奮が、より広い分野で感じられる一年になればと願っております。

しかし、他方では、全国各地で多くの自然災害が発生し、災害対策の取り組みの重要性を改めて痛感させられました。貴組合におかれましては、平成16年に大阪府と『災害時団体救援協定』を締結し、府

内被災市町村の支援要請に対する体制整備が図られ、住民が安全・安心な生活を送るうえで重要な役割を担っていただいておりますことに感謝しております。

本市では、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、『堺市地域防災計画』を策定し、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、応急対策、復旧・復興等の災害対策の実施についての整備を図っており、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを推進してまいります。

ので、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、昨年、組合設立50周年を迎えられたことを改めてお祝い申し上げますとともに、今後とも生活環境の保全にご尽力賜りますようお願い申し上げます。貴組合のますますのご発展と、皆様方のご健勝並びにご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

